

2026年3月18日

お客さま各位

株式会社福島銀行

「BankPay 取引規定」の改定について

福島銀行は、お客さまへのサービス拡充のため、BankPay 取引に 2026 年 5 月 11 日から『特定用途送金』\*を導入します。これに伴い、下記のとおり「BankPay 取引規定」を改定します。

なお、改定日以前から BankPay をご利用いただいているお客さまに対しても改定後の規定が適用されますので、あらかじめご了承をお願いします。

※「特定用途送金」とは、個人から特定の対象法人先への「寄付」をするための送金サービスです。開始時点では、1社「社会福祉法人 中央共同募金会」（被仕向金融機関：三井住友銀行）のみが対象法人となります。

記

1. 改定内容

規定名称	章	条	変更前	変更後
BankPay 取引規定	第 2 章 BankPay ことら送金	13. (適用範囲)	本章の規定は、当行が提供する個人間の少額送金サービスである「Bank Pay ことら送金」（以下「BP ことら送金」といいます。）を機構が提供する利用者アプリを通じて行う場合に適用されます。なお、本章において「利用者アプリ」とは、機構が提供する利用者アプリのみを指すものとします。	本章の規定は、当行が提供する <del>個人間</del> 少額送金サービスである「Bank Pay ことら送金」（以下「BP ことら送金」といいます。）を機構が提供する利用者アプリを通じて行う場合に適用されます。なお、本章において「利用者アプリ」とは、機構が提供する利用者アプリのみを指すものとします。また、BP ことら送金のうち、「特定用途送金」については、第 26 条の定めが本章の他の定めに優先して適用されるものとします。
		26. (特定用途送金に関する留意事項)	新設	26. (特定用途送金に関する留意事項) (1)特定用途送金とは、BP ことら送金のうち、株式会社ことらが別途定める取引（以下「対象取引」といいます。）に関して、特定用途送金の対象となる預貯金口座又は資金移動業者のアカウント（以下「対象アカウント」といいます。）と登録預金口座との間で行う送金サービス（対象取引に係る送金が行われる場合において、当行が当該送金に係る資金を対象アカウントから利用者の指定するアカウントに入金する行為も本サービスに含まれるものとします）を指します。 (2)寄付可能な用途または対象法人・団体の要件の詳細については、株式会社ことらのウェブページ（「ことら送金」利用者はこちら>使い方>ことら送金）を確認してください。

2. 改定日

2026年3月30日

以上